

令和6年1月号

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1221

長野市松代町東条 3116-3

電話:026-278-3555

FAX:026-278-3540

e-mail:[ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com)

URL:[www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)



## “つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否したいと 思っている人の割合は 72.6%～連合の調査結果から

テレワークや副業などの広まりから働き方が柔軟になった一方で、勤務時間とプライベート時間の区別がつけづらくなってきています。連合が実施した、勤務時間外の業務上の連絡に関する意識や実態、“つながらない権利”に関する意識調査から注目すべき点をご紹介します。



### ◆調査結果のポイント

○「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくることがある」  
72.4%

その頻度は、「ほぼ毎日」(10.4%)、「週に2～3日」(14.3%)、「月に2～3日」(12.1%)、「月に1日以下」(17.9%)。業種別にみると、[建設業](82.7%)が最も高く、次いで[医療、福祉](79.6%)、[宿泊業、飲食サービス業](78.0%)となっています。

○「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくるとストレスを感じる」62.2%

また、その連絡の内容を確認しないと、内容が気になってストレスを感じると回答した人の割合も、60.7%ありました。同様に、取引先からの連絡については、59%の人がストレスと感じているようです。

○「“働くこと”と“休むこと”の境界を明確にするために、勤務時間外の部下・同僚・上司からの連絡を制限する必要があると思う」66.7%

また、「取引先からの連絡を制限する必要がある」と回答した人の割合も67.7%ありました。

○「“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいと思う」72.6%

一方で、「“つながらない権利”があっても、今の職場では拒否は難しい

と思う」と回答した人は 62.4%いて、業種で見ると、[建設業] (74.1%) が最も高く、次いで [宿泊業、飲食サービス業] (73.2%) [医療、福祉] (72.8%) となりました。

#### ◆“つながらない権利”の法制化

勤務時間外に仕事上のメールや電話への対応を拒否できる権利、いわゆる「つながらない権利」は、日本では法制化されていません。法制化されたとしても、業種によっては、特殊性や緊急性によって、権利を十分に行使できない可能性もあります。また、拒否することによる勤務評価やキャリア形成への悪影響を心配する労働者もいます。

権利を行使したい反面、行使することによる不安を強く感じる人は多いでしょう。今後日本でどのように法整備されるのか、注目です。

【日本労働組合総連合会「“つながらない権利”に関する調査 2023】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20231207.pdf?6597>

### 旅館業法が改正されています～カスハラは宿泊拒否も

#### ◆改正の背景

旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者等の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないとされています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、①宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力の求めを行うことができない、②いわゆる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いられた場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない、などという営業者からの意見が国に寄せられました。

こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年12月13日に施行されました。

#### ◆改正のポイント

改正の主な内容は以下の通りです。

- 1 宿泊拒否事由の追加
- 2 感染防止対策の充実
- 3 差別防止の更なる徹底等
- 4 事業譲渡に係る手続きの整備



注目したいのが1の項目です。今回の法改正で、宿泊を拒むことができる事由として「特定要求行為が行われたとき」が追加されました。特定要

求行為とは、カスタマーハラスメントに該当する行為等を指し、その例として、①不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求、②対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為、③要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものなどが挙げられます。他方、障害のある方が社会の中にある障壁の除去を求める場合や、障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けたことへの謝罪等を求めることは、これに当たりません。

プライベートはもちろん、コロナ禍で控えていた出張を再開した企業も増えています。旅先で従業員が不測の事態に陥ることのないよう、今回の改正を周知し、宿泊者もサービス提供者も、誰もが気持ちよく過ごせるよう心がけていきたいですね。

【厚生労働省「令和5年12月13日から旅館業法が変わります！」】

<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>

## □□□今月のことば □□□

### なぜ日本は30年間成長できなかったのか

社会負担増政策の犠牲者になったのは、高齢者だけでなく、一般の勤労者世帯も同じだ。図表11は、総務省「家計調査」を用いて、消費税導入前と2021年度の家計の比較を行なったものだ。

図表11 消費税導入前(1988年度)と現在(2021年度)の家計の比較

	1988年度	2021年度	増減額	
世帯主収入	474	533	59	12.5%Up
直接税	53	57	4	7.1%Up
社会保険料	37	78	41	111.3%Up
税社会保険	90	135	45	50.1%Up
手取り収入	384	398	14	3.8%Up
消費税	0	32	32	—
消費税後手取り	384	366	-18	4.6%Down

単位：万円

まず、勤労者世帯の家計を31年前と比較すると、世帯主収入は474万円から533万円へと12.5%増えている。ところが、所得税と住民税を合わせた直接税は4万円増え、年金保険料や健康保険料などの社会保険料

は 41 万円、111.3%も増えている。税金と社会保険料を合計した税社会保険料負担は 45 万円、50.1%増と、収入を圧倒する伸びを示している。

.....(中略).....

さて、税金と社会保険料だけを差し引いた世帯主収入は、33 年間で、384 万円から 398 万円へと 3.8%増加している。しかし、注意しておかなければならないことは、この期間で消費税率が0%から10%(食料品は8%)に引き上げられているということだ。この間接税の負担増は、32 万円に及んでいる。つまり 33 年間で、税金は 36 万円、社会保険料は 41 万円も増えたことになるのだ。

消費税増税分も含めた税社会保険料を差し引いた世帯主収入の手取りは、384 万円から 366 万円と、18 万円も減少している。

なぜ、日本経済がこの 30 年間、ほとんど成長しなかったのかという疑問がしばしば提起されている。

.....(中略).....

日本経済が成長できなくなった最大の理由は「急激な増税と社会保険料アップで手取り収入が減ってしまったから」だ。

使えるお金が減れば、消費が落ちる。消費が落ちれば、企業の売上げが減る。そのため企業は人件費を削減せざるを得なくなる.....という悪循環が続いたのだ。

『ザイム真理教 それは信者 8000 万人の巨大カルト』

著 森永 卓郎

## ◆◆◆事務所よりひとこと◆◆◆



明けましておめでとうございます。

今年は元旦の能登半島の地震・津波、2 日の羽田空港での飛行機事故と、不安な 1 年の始まりとなってしまいました。

当事務所は 2019 年台風 19 号の際、旧事務所のすぐ近くまで浸水被害があったことをきっかけに、少しでも被害が少ないであろう現在の場所に移転をしたのですが、その後自然災害が無い数年が経過すると防災に対する意識が薄れ、防災グッズ・備蓄食料の準備もすっかり忘れておりました。今回の地震をきっかけに防災について考え準備しなければと反省しています。

ただ、何事もないのが一番ですので、自然災害等が起きないで欲しいと強く感じています。

最後になりましたが、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。本年も宜しく願いいたします。(市場敏江)